

令和8年自転車指導啓発重点地区

座間警察署

①相模が丘



自転車は車両です。
車道を走っている際は車両用信号機に従いましょう。

一時停止のある交差点では
停止線で一度止まって左右の
安全を確認しましょう。

歩道は歩行者優先！

歩行者がいるときは、一時停止するか自転車から降りて歩きましょう。
特段の危険がない限り、車道を通行しましょう。



(c)2025 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

②ひばりが丘



車道通行が原則。
車道の左側を走りましょう！

(c)2025 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

①相模が丘地区

【選定理由】

- 通学・通勤・買物等での自転車利用者が多い。
- 座間市内でも特に自転車関連事故の発生が多い。
(令和7年中18件)
- 交差点での事故が多い。(令和7年中13件)
- 自転車のルール違反やマナーについて要望多数

②ひばりが丘地区

【選定理由】

- 自転車関連事故の発生が多い。(令和7年中16件)
- 通学・通勤・買物等での自転車利用者が多い。
- 買物利用時の事故が多い。(令和7年中6件)
- 自転車のルール違反やマナーについて要望多数

ヘルメットを
忘れずに！



令和7年度 座間市交通安全標語コンクール 最優秀賞

事故一瞬 一生つきあう 後遺症



ヘルメット
着用してね